

農業の経営継承に関する手引き
参考資料
(経営継承に関する支援策等)

令和6年4月

農林水産省

1 補助金・・・・・・・・・・P3

- (1) 新規就農者育成総合対策のうち就農準備資金
- (2) 新規就農者育成総合対策のうち経営開始資金
- (3) 新規就農者育成総合対策のうち雇用就農資金
- (4) 新規就農者育成総合対策のうち経営発展支援事業
- (5) 産地生産基盤パワーアップ事業のうち生産基盤強化対策
- (6) 畜産クラスター事業のうち畜産経営基盤継承支援事業
- (7) 経営継承・発展等支援事業
- (8) 事業承継・引継ぎ補助金

2 金融支援・・・・・・・・・・P4

- (1) 青年等就農資金
- (2) 農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）
- (3) 経営体育成強化資金
- (4) 農業改良資金
- (5) 経営者保証に関するガイドライン及び特則

3 事業承継税制・・・・・・・・・・P5

- (1) 個人版事業承継税制
- (2) 法人版事業承継税制

4 その他の税制による支援・・・・・・・・P10

- (1) 農地を生前一括贈与した場合の課税の特例（贈与税納税猶予制度）
- (2) 農地を相続した場合の課税の特例（相続税納税猶予制度）
- (3) 農業経営基盤強化促進法等に基づく特別控除
- (4) 小規模宅地等の特例
- (5) 中小企業事業再編投資損失準備金
- (6) 中小企業経営強化税制

5 その他の支援策等・・・・・・・・・・P14

- (1) 経営承継円滑化法による遺留分に関する民法の特例
- (2) 経営承継円滑化法による所在不明株主からの株式買取等に関する特例
- (3) 農業者年金

6 農業の経営継承を支援する機関・・・・・・・・P16

- (1) 都道府県の農業経営・就農支援センター
- (2) 日本政策金融公庫農林水産事業
- (3) 事業承継・引継ぎ支援センター
- (4) よろず支援拠点

1 補助金

(1) 新規就農者育成総合対策のうち就農準備資金【令和6年度予算】

研修期間中の研修生(就農時49歳以下)に対して、12.5万円/月(150万円/年)(最長2年間)を交付する。

(2) 新規就農者育成総合対策のうち経営開始資金【令和6年度予算】

新たに農業経営を開始する認定新規就農者(就農時49歳以下)に対して、12.5万円/月(150万円/年)(最長3年間)を交付する。

※認定新規就農者：市町村から、自らの農業経営の目標などを記した「青年等就農計画」の認定を受けた者

(3) 新規就農者育成総合対策のうち雇用就農資金【令和6年度予算】

農業法人等が49歳以下の就農希望者を新たに雇用する場合に資金を交付する。また、農業法人等が職員を次世代経営者として育成するために実施する派遣研修を支援する。

ア 雇用就農者育成・独立支援タイプ

農業法人等が就農希望者を新たに雇用し、農業就業又は独立就農に必要な研修を実施する場合に資金を助成(年間最大60万円/年、最長4年間)する。

イ 新法人設立支援タイプ

農業法人等が、新たな農業法人を設立して独立就農することを目指す就農希望者を一定期間雇用し、独立就農に必要な研修を実施する場合に資金を助成(年間最大120万円/年、最長4年間(3年目以降60万円/年))する。

ウ 次世代経営者育成タイプ

農業法人等が、職員等を法人の次世代経営者として育成するために異業種の法人・先進的な農業法人へ派遣研修する経費を助成(年間最大120万円/年、最長2年間)する。

(4) 新規就農者育成総合対策のうち経営発展支援事業【令和6年度予算】

就農後の経営発展のために、都道府県が認定新規就農者(就農時49歳以下)による機械・施設等の導入を支援する場合、都道府県支援分の2倍を国が支援(補助対象事業費上限1,000万円(新規就農者育成総合対策のうち経営開始資金の交付対象者は上限500万円))する。

(5) 産地生産基盤パワーアップ事業のうち生産基盤強化対策【令和5年度補正予算】

農業用ハウスや果樹園・茶園等の生産基盤を次世代に円滑に引き継ぐための再整備・改修、継承ニーズのマッチング等を支援する。

(6) 畜産クラスター事業のうち畜産経営基盤継承支援事業

経営資源を地域の担い手に円滑に継承するために必要な施設整備等を支援する。

(7) 経営継承・発展等支援事業【令和6年度予算】

目標地図に位置付けられた経営体等の経営を継承した後継者が、経営継承後の経営発展に関す

る計画（販路の開拓、新品種の導入、営農の省力化等）を策定し、同計画に基づく取組を行う場合に必要となる経費を市町村と一体となって支援（100万円上限（国、市町村がそれぞれ1／2を負担））する。

（8） 事業承継・引継ぎ補助金【令和5年度補正予算】

中小企業者等（農事組合法人は対象外。）の事業承継・M&A後の新たな取組（設備投資、販路開拓等）、M&A時の専門家活用（仲介・フィナンシャルアドバイザー、デューデリジェンス等）の取組、事業承継・引継ぎに関連する廃業費用等を支援します。

2 金融支援

（1） 青年等就農資金【令和6年度予算】

認定新規就農者を対象にした無利子、実質無担保・無保証人の資金であり、農業経営に必要な農業生産用の施設・機械の取得、家畜の購入費、果樹や茶の新植・改植費のほか、農地等の借地料、機械・施設のリース料など幅広い用途に利用可能である。

借入限度額は3,700万円（特認1億円）、償還期限17年以内、うち据置期間は5年以内で設定することができる。

（2） 農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）

認定農業者が農業経営に必要な投資に幅広く利用可能な資金である。借入限度額は個人3億円（特認6億円）、法人10億円（特認20億円、一定の場合30億円）、償還期限は25年以内、うち据置期間10年以内で設定することができる。

（3） 経営体育成強化資金

農業を営む者（主業農業者、認定新規就農者、集落営農組織、農業を営む任意団体など）が、以下ア～ウの目的に利用可能な資金である。借入限度額は以下ア～ウの範囲内でかつその合計額が個人1億5,000万円、法人・団体5億円の範囲内、償還期限は25年以内、うち据置期間3年以内で設定することができる。

ア 前向き投資資金 負担額の80%

イ 再建整備 個人1,000万円（特認1,750万円、特定2,500万円）、法人4,000万円

ウ 償還円滑化 経営改善計画期間中5年間（特認10年間）の負債支払額の合計

（4） 農業改良資金

みどりの食料システム法等の認定を受けた農業者などが農業経営における生産・加工・販売の新部門の開始や、品質・収量の向上、コスト・労働力の削減のための新たな取組に利用可能な無利子の資金である。借入限度額は個人5,000万円、法人・団体1億5,000万円、償還期限は12年以内、うち据置期間3年（特例5年）以内で設定することができる。

(5) 経営者保証に関するガイドライン及び特則¹⁾

経営者保証における合理的な保証契約の在り方等を示すとともに、主たる債務の整理局面における保証債務の整理を公正かつ迅速に行うための準則。中小企業団体及び金融機関団体の関係者が中立公平な学識経験者、専門家等と共に協議を重ねて策定したものであって、法的拘束力はないが、金融機関などの関係者が自発的に尊重し、遵守することが期待されている。

なお、上記の(1)から(4)の制度資金²⁾については、日本政策金融公庫各支店の農林水産事業及び受託金融機関(JAほか民間金融機関)にて融資相談を受け付けている。

3 事業承継税制³⁾

事業承継税制とは、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(以下「経営承継円滑化法」という。)に基づく認定のもと、会社や個人事業の後継者が取得した一定の資産について、贈与税や相続税の納税を猶予・免除する制度である。会社の株式等を対象とする法人版事業承継税制と、個人事業者の事業用資産を対象とする個人版事業承継税制がある。

(1) 個人版事業承継税制

個人版事業承継税制は、青色申告(租税特別措置法第25条の2第3項の規定による55万円(電子申告等を行う場合は65万円)の特別控除の適用に係るもの(正規の簿記の原則によるものに限る。以下同じ。)に係る事業(不動産貸付事業等を除く。)を行っていた事業者の後継者として経営承継円滑化法の認定を受けた者が、個人の一定の事業用資産(以下「特定事業用資産」という。)を贈与又は相続等により取得した場合において、その特定事業用資産に係る贈与税・相続税について、一定の要件のもと、その納税を猶予し、後継者の死亡等により、納税が猶予されている贈与税・相続税の納付が免除される制度である。個人版事業承継税制の適用に当たっては、経営承継円滑化法に基づく認定等(2026年3月31日までに個人事業承継計画を都道府県知事に提出し、2028年12月31日までに特定事業用資産を贈与・相続等を実施する。)が必要となり、経営承継円滑化法に基づく認定等に係る申請書等の提出に関する窓口・お問い合わせ先は、都道府県となっている。

また、この税制の対象となる特定事業用資産は、先代事業者の事業の用に供されていた宅地等(400㎡まで)、建物(床面積800㎡まで)、一定の要件を満たした機械装置や乳牛などの減価償却資産で、先代事業者の贈与又は相続開始の年の前年分の事業所得に係る青色申告書の貸借対照表に計上されているものとなっている。

なお、個人版事業承継税制を適用した後の法人化は、特定申告期限の翌日から5年を経過した後でなくてはならない、特定事業用資産のすべてを現物出資しなくてはならない、などの制限があることに留意する必要がある。

ア 贈与税の納税猶予

後継者が贈与により取得した特例受贈事業用資産(特定事業用資産のうち贈与税の納税猶予の適用を受けるものをいう。)に係る贈与税の100%が猶予される。本制度の適用を受けるためには、経営承継円滑化法に基づく都道府県知事の「認定」を受け、事業を継続すること等が求

められる。事業継続後、後継者が死亡した等の一定の場合には、猶予された贈与税が免除される。

a 贈与者（先代事業者）の要件

- ① 贈与年以前3年間において、事業所得に係る青色申告書を提出していたこと
- ② 既に個人の事業用資産に係る贈与税の納税猶予制度の認定に係る贈与をした者でないこと
- ③ 贈与者の特例受贈事業用資産に係る事業が、贈与年の前年において、資産保有型事業・資産運用型事業に該当しないこと
- ④ 贈与者の特例受贈事業用資産に係る事業の総収入金額が、贈与年の前年において、零を超えること
- ⑤ 特例受贈事業用資産に係る事業が、贈与年の前年において、性風俗関連特殊営業に該当しないこと
- ⑥ 認定申請時まで、特例受贈事業用資産に係る事業について廃業の届出書を提出していること

b 受贈者（個人事業承継者）の要件

- ① 個人事業承継計画の確認を受けた承継者であること
- ② 贈与により、その事業に係る特定事業用資産の全てを取得（当該特例受贈事業用資産の全部又は一部が数人の共有に属する場合における当該共有に係る事業用資産については、当該他の個人である中小企業者が有していた共有持分の全部）、かつ、当該事業に係る取引を記録し、帳簿書類の備え付けを行っていること
- ③ 贈与時に、18歳以上（2022年4月1日前は20歳以上）であること
- ④ 贈与の日まで、特例受贈事業用資産に係る事業又は同種の事業に3年以上従事していること
- ⑤ 贈与申請基準日まで納税猶予の適用を受ける特定事業用資産の全てを有し、かつ、自己の事業の用に供している又はその見込みであること
- ⑥ 認定申請時まで、開業の届出書を提出していること
- ⑦ 贈与申請基準日において、特例受贈事業用資産を性風俗関連特殊営業の用に供していないこと
- ⑧ 認定申請時まで、青色申告の承認を受けていること又は受ける見込みであること

イ 相続税の納税猶予

後継者が相続又は遺贈（死因贈与を含む。）により取得した特例事業用資産（特定事業用資産のうち相続税の納税猶予の適用を受けるものをいう。）に係る相続税の100%が猶予される。本制度の適用を受けるためには、経営承継円滑化法に基づく都道府県知事の「認定」を受け、事業を継続すること等が求められる。事業継続後、後継者が死亡した等の一定の場合には、猶予された相続税が免除される。

以下、経営承継円滑化法に基づく第一種認定時に要求される要件を説明する。

a 被相続人（先代事業者）の要件

- ① 相続発生年以前3年間において、事業所得に係る青色申告書を提出していたこと
- ② 特定事業用資産に係る事業が、相続発生の前年において、資産保有型事業・資産運用

型事業に該当しないこと

- ③ 特定事業用資産に係る事業の総収入金額が、相続年の前年において、零を超えること
- ④ 特定事業用資産に係る事業が、相続発生の前年において、性風俗関連特殊営業に該当しないこと

b 相続人（個人事業承継者）の要件

- ① 個人事業承継計画の確認を受けた承継者であること
- ② 相続等により、その事業に係る事業用資産の全てを取得していること（当該特定事業用資産の全部又は一部が数人の共有に属する場合における当該共有に係る事業用資産については、当該他の個人である中小企業者が有していた共有持分の全部）
- ③ 相続の開始の直前において特定事業用資産に係る事業又は同種の事業に従事していたこと（当該被相続人が60歳未満で死亡した場合を除く。）
- ④ 相続申請基準日までに納税猶予の適用を受ける特定事業用資産の全てを有し、かつ、自己の事業の用に供している又はその見込みであること
- ⑤ 認定申請時までに開業の届出書を提出していること
- ⑥ 相続申請基準日において、特定事業用資産を性風俗関連特殊営業の用に供していないこと
- ⑦ 認定申請時までに青色申告の承認を受けていること又は受ける見込みであること

（2） 法人版事業承継税制

法人版事業承継税制は、後継者である受贈者・相続人等が、経営承継円滑化法の認定を受けている非上場会社の株式等を贈与又は相続等により取得した場合において、その非上場株式等に係る贈与税・相続税について、一定の要件のもと、その納税を猶予し、後継者の死亡等により、納税が猶予されている贈与税・相続税の納付が免除される制度である。

平成30年度税制改正により、これまでの措置に加えて10年間の措置として、納税猶予の対象となる非上場株式等の制限（総株式数の3分の2まで）の撤廃や、納税猶予割合の引上げ（80%から100%）等がされた特例措置が創設された。一般措置と特例措置の比較は以下の通り。

【参考】法人版事業承継税制における一般措置と特例措置の比較

	特例措置	一般措置
事前の計画策定	2026年3月31日までに提出	不要
適用となる贈与・相続の期限	2027年12月31日までの贈与・相続等	なし
対象株数	全株式（議決権に制限のない株式等に限る）	総株式数の最大2/3（議決権に制限のない株式等に限る）
納税猶予割合	100%	贈与100%、相続80%
適用となる後継者	最大3人	1人
雇用確保要件	弾力化	5年間で平均8割の雇用を維持

経営環境の変化に 対応した免除	あり	なし
相続時精算課税の 適用	60歳以上の者から18歳以上（2022年4月1日 前は20歳以上）の者への贈与	60歳以上の者から18歳以上 （2022年4月1日前は20歳以上） の推定相続人・孫への贈与

特例措置の適用を受けるためには、2026年3月31日までに、会社の後継者や承継時までの経営見通し等を記載した特例承継計画を策定し、認定経営革新等支援機関（税理士、商工会、商工会議所等）の所見を記載のうえ、都道府県知事に提出し、確認を受ける必要がある。

以下、特例制度の概要について説明する。

ア 贈与税の納税猶予

後継者が贈与により取得した株式等（ただし、議決権を行使することができない株式を除く。）に係る贈与税の100%が猶予される。本制度の適用を受けるためには、経営承継円滑化法に基づく都道府県知事の認定を受け、原則として贈与税の申告期限から5年間は代表者として経営を行う等の要件を満たす必要があり、その後は、後継者が対象株式等を継続保有すること等の一定の要件が求められる。また、後継者が死亡した等の一定の場合には、猶予された贈与税が免除される。

なお、贈与者が死亡した場合には、猶予されていた贈与税は免除された上で、贈与を受けた株式等を贈与者から相続又は遺贈により取得したものとみなして相続税が課税される（贈与時の価額で計算）。その際、都道府県知事の確認（切替確認）を受けることで、相続税の納税猶予を受けることができる。

以下、経営承継円滑化法に基づく第一種認定時に要求される要件を説明する。

a 対象会社要件

- ① 中小企業者であること。
- ② 上場会社等・風俗営業会社に該当しないこと。
- ③ 資産保有型会社又は資産運用型会社（以下「資産保有型会社等」）に該当しないこと。
- ④ 総収入金額が零を超えていること。
- ⑤ 常時使用従業員数が1人以上（その会社の特別子会社が外国会社に該当する場合（その会社又はその会社による支配関係がある法人がその特別子会社の株式等を有する場合に限る。）には5人以上）であること。
- ⑥ 特定特別子会社が、大会社、上場会社、風俗営業会社に該当しないこと。
- ⑦ 第一種特例経営承継受贈者（代表者であった贈与者からこの制度の適用に係る贈与により会社の非上場株式等を取得した者であって、会社の代表者等一定の要件を満たす者）以外の者が拒否権付株式を保有していないこと。

b （受贈者）後継者要件

- ① 贈与時において、第一種特例経営承継受贈者とその者の親族などで総議決権数の過半数を保有していること。
- ② （後継者一人の場合）同族関係者の中で最も多くの議決権数を有していること。
- ③ （後継者複数の場合）各後継者が10%以上の議決権を有し、かつ、各後継者が同族関

係者のうちいずれの者が有する議決権の数をも下回らないこと。

- ④ 贈与時に18歳以上（2022年4月1日前は20歳以上）の代表者であり、かつ、贈与の直前において3年以上役員であること。
- ⑤ 贈与により取得した株式等を継続して保有していること。
- ⑥ その会社の株式等について、一般措置の適用を受けていないこと。
- ⑦ 特例承継計画に記載された後継者であること。

c (贈与者) 先代経営者の要件

- ① 先代経営者がその会社の代表者であった期間内のいずれかの時及びその贈与の直前（注）において、先代経営者と先代経営者の親族などで総議決権数の過半数を保有しており、かつ、これらの者の中で最も多くの議決権を有する者（特例の適用を受ける後継者を除く）であったこと。

（注）後継者が二人又は三人の場合には、「一人目の贈与の直前」を指す。

- ② 会社の代表者であったこと。
- ③ 既に事業承継税制の適用に係る贈与をしていないこと。
- ④ 特例承継計画に記載された先代経営者であること。
- ⑤ 贈与時に代表者を退任していること。
- ⑥ 一定数以上の株式等を贈与すること

（後継者一人の場合）

- ・ 贈与者と後継者の保有議決権数が合わせてその会社の総議決権数の2/3以上である場合 ⇒贈与後の後継者の議決権数が2/3以上となるように贈与
- ・ 贈与者と後継者の保有議決権数が合わせてその会社の総議決権数の2/3未満である場合 ⇒先代経営者が保有する議決権株式等のすべてを贈与

（後継者二人又は三人の場合）

- ・ 贈与後に、それぞれの後継者の議決権数が10%以上であり、かつ、最後の贈与後（注）に後継者が贈与者よりも多くの議決権数を有するように贈与

（注）後継者が二人の場合には二人目の贈与後、三人の場合には三人目の贈与後を指し、贈与者と後継者が同率であることは不可。

イ 相続税の納税猶予

後継者が相続又は遺贈（死因贈与を含む。）により取得した株式等（ただし、議決権を行使することができない株式を除く。）に係る相続税の100%が猶予される。

本制度の適用を受けるためには、経営承継円滑化法に基づく都道府県知事の認定を受け、原則として相続税の申告期限から5年間は代表者として経営を行う等の要件を満たす必要があり、その後は、後継者が対象株式等を継続保有すること等が求められる。また、後継者が死亡した等の一定の場合には、猶予された相続税が免除される。

以下、経営承継円滑化法に基づく第一種認定時に要求される要件を説明する。

a 対象会社要件

- ① 中小企業者であること。
- ② 上場会社等・風俗営業会社に該当しないこと。
- ③ 資産保有型会社又は資産運用型会社（以下「資産保有型会社等」）に該当しないこと。

- ④ 総収入金額が零を超えていること。
 - ⑤ 常時使用従業員数が1人以上（その会社の特別子会社が外国会社に該当する場合（その会社又はその会社による支配関係がある法人がその特別子会社の株式等を有する場合に限る。）には5人以上）であること。
 - ⑥ 特定特別子会社が、大会社、上場会社、風俗営業会社に該当しないこと。
 - ⑦ 第一種特例経営承継相続人（代表者であった被相続人からこの制度の適用に係る相続等により会社の非上場株式等を取得した者であって、会社の代表者等一定の要件を満たす者）以外の者が拒否権付株式を保有していないこと。
- b （相続人）後継者要件
- ① 相続時において、第一種特例経営承継相続人とその者の親族などで総議決権数の過半数を保有していること。
 - ② （後継者一人の場合）同族関係者の中で最も多くの議決権数を有していること
 - ③ （後継者複数の場合）各後継者が10%以上の議決権を有し、かつ、各後継者が同族関係者のうちいずれの者が有する議決権の数をも下回らないこと。
 - ④ 相続開始の直前において役員であり（先代経営者が60歳未満で死亡した場合（2021年4月1日以後の相続については、先代経営者が70歳未満で死亡した場合又は相続発生前に確認を受けた特例承継計画に特例後継者として記載されている場合）を除く）、相続開始から5か月後に代表者であること。
 - ⑤ 相続又は遺贈により取得した株式等を継続して保有していること。
 - ⑥ その会社の株式等について、一般措置の適用を受けていないこと。
 - ⑦ 特例承継計画に記載された後継者であること。
- c （被相続人）先代経営者の要件
- ① 先代経営者がその会社の代表者であった期間内のいずれかの時及び相続開始の直前において、先代経営者と先代経営者の親族などで総議決権数の過半数を保有しており、かつ、これらの者の中で最も多くの議決権を有する者（特例の適用を受ける後継者を除く）であったこと。
 - ② 会社の代表者であったこと。
 - ③ 特例承継計画に記載された先代経営者であること。
 - ④ 既に特例措置の適用に係る贈与をしていないこと。

4 その他の税制による支援

(1) 農地を生前一括贈与した場合の課税の特例（贈与税納税猶予制度）⁴

農業を営む者（贈与者）が、その農業の用に供している農地の全部及び採草放牧地の3分の2以上並びに当該農地及び採草放牧地とともに準農地の3分の2以上を農業後継者（推定相続人の1人）に一括して贈与した場合は、農業後継者に課税される贈与税の納税を猶予し、贈与者又は農業後継者のいずれかが死亡したときに免除される。ただし、相続時精算課税制度の適用を受けている場合は利用できない。

ア 贈与者の要件

農地等（農地、採草放牧地及び準農地）を贈与した日まで引き続き3年以上農業を営んでいる個人であること

イ 後継者の要件

- a 贈与者の推定相続人であること
- b 次の要件の全てに該当することを農業委員会（農業委員会を置かない市町村は市町村長）が証明した個人
 - (a) 農地等を取得した日の年齢が18歳以上であること
 - (b) 農地等を取得した日まで引き続き3年以上農業に従事していたこと
 - (c) 農地等を取得した日以後、速やかに農業経営を行うこと
 - (d) 農業委員会の証明時に担い手（認定農業者、認定新規就農者、基本構想水準到達者（効率的かつ安定的な農業経営になっている者））となっていること

ウ 留意事項

以下の場合、猶予されていた贈与税の全部又は一部と利子税を納税することになるので留意する。

- a 農業経営を廃止した場合
- b 納税猶予の適用農地等の売渡し、貸付け、転用又は耕作の放棄があった場合など。ただし、次の場合などには、猶予は打ち切られない。
 - (a) 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく貸付け（以下「特定貸付け」という。）を行った場合
 - (b) 障害又は疾病等やむを得ない事情により営農が困難となったために貸し付けた場合など。なお、取用交換等により農地等を譲渡した場合には納付すべき利子税が免除される。

(2) 農地を相続した場合の課税の特例（相続税納税猶予制度）⁵

相続等により、①被相続人の農業の用に供されていた農地及び採草放牧地（併せて取得する準農地を含む。）、②特定貸付けが行われていた市街化区域外の農地及び採草放牧地又は③都市農地の貸借の円滑化に関する法律により認定を受けた事業計画に基づく貸付け若しくは一定の市民農園の用に供するための貸付け（以下「認定都市農地貸付け等」という。）が行われていた生産緑地地区内の農地を取得した相続人が、当該農地及び採草放牧地を引き続き農業の用に供していく又は特定貸付け若しくは認定都市農地貸付け等を行う場合、これらの農地等（農地、採草放牧地及び準農地）の価格のうち農業投資価格を超える部分に対応する相続税の納税を猶予し、相続人が死亡したとき等に免除する。

ア 被相続人（先代経営者）の範囲

- a 死亡日まで営農していた者
- b 生前一括贈与した者
- c 死亡の日まで特定貸付け又は認定都市農地貸付け等を行っていた者

イ 相続人（後継者）の範囲

- a 相続税の申告期限までに営農を開始し、引き続き営農を行う者
- b 生前一括贈与を受け、贈与税の納税猶予の適用を受けた受贈者

- c 相続税の申告期限までに特定貸付け又は認定都市農地貸付け等を行った者
- ウ 対象農地
 - a 遺産分割されている農地等
 - b 生前一括贈与を受け、贈与税の納税猶予が適用された農地等
 - c 特定貸付け又は営農困難時貸付けされていた農地（採草放牧地を含む）
 - d 認定都市農地貸付け等が行われていた農地

(3) 農業経営基盤強化促進法等に基づく特別控除

農用地区域内の農地について、集積・集約化を促すため、農地中間管理事業の推進に関する法律の農用地利用集積等促進計画等により譲渡した場合には800万円、農業経営基盤強化促進法の買入協議により農地中間管理機構に譲渡した場合は1,500万円、農業経営基盤強化促進法の地域農業経営基盤強化促進計画の特例により農地中間管理機構に譲渡した場合には2,000万円の特別控除が措置されている。

(4) 小規模宅地等の特例

個人が、相続や遺贈によって取得した財産のうち、その相続開始の直前において被相続人又は被相続人と生計を一にしていた被相続人の親族（以下「被相続人等」という。）の事業の用又は居住の用に供されていた宅地等（土地又は土地の上に存する権利をいう。以下同じ。）のうち一定のものがある場合には、その宅地等のうち一定の面積までの部分（以下「小規模宅地等」という。）については、相続税の課税価格に算入すべき価額の計算上、下記アに掲げる区分ごとにそれぞれに掲げる割合を減額する。

なお、相続時精算課税に係る贈与によって取得した宅地等及び「個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除」の適用を受けた特例事業受贈者に係る贈与者又は「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」の適用を受ける特例事業相続人等に係る被相続人から相続又は遺贈により取得した特定事業用宅地等については、この特例の適用を受けることはできない。

相続開始の直前における宅地等の利用区分		要件	限度面積	減額される割合
被相続人等の事業の用に供されていた宅地等	貸付事業以外の事業用の宅地等	① 特定事業用宅地等に該当する宅地等	400㎡	80%
		② 特定同族会社事業用宅地等に該当する宅地等	400㎡	80%
	貸付事業用の宅地等	③ 貸付事業用宅地等に該当する宅地等	200㎡	50%
		④ 一定の法人に貸し付けられ、その法人の貸付事業用の宅地等	200㎡	50%
		⑤ 被相続人等の貸付事業用の宅地等	200㎡	50%
被相続人等の居住の用に供されていた宅地等		⑥ 特定居住用宅地等に該当する宅地等	330㎡	80%

(注)「宅地等のうち一定のもの」とは、建物又は構築物の敷地の用に供されている宅地等（農地及び採草放牧地は除く。）をいい、棚卸資産及びこれに準ずる資産を除く。

ア 減額される割合等

特例の適用を選択する宅地等が以下のいずれに該当するかに応じて、限度面積を判定。

特例の適用を選択する宅地等	限度面積
特定事業用宅地等 (①又は②) 及び特定居住用宅地等 (⑥) (貸付事業用宅地等がない場合)	(①+②) ≤400m ² ⑥≤330m ² 両方を選択する場合は、合計730m ²
貸付事業用宅地等 (③、④又は⑤) 及びそれ以外の宅地等 (①、②又は⑥) (貸付事業用宅地等がある場合)	(①+②) ×200/400+⑥×200/330 + (③+④+⑤) ≤200m ²

(注) 特例を適用する宅地等が配偶者居住権の目的となっている建物の敷地の用に供される宅地等又はその宅地等を配偶者居住権に基づき使用する権利の全部又は一部である場合には、その宅地等の面積に、それぞれその敷地の用に供される宅地等の価額又はその権利の価額がこれらの価額の合計額のうち占める割合を乗じて得た面積を、特例を適用する宅地等の面積とみなして、上記の算式を計算する。

引用：国税庁,タックスアンサー,№4124相続した事業の用や居住の用の宅地等の価額の特例 (小規模宅地等の特例) <https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/sozoku/4124.htm>

イ 特例の対象となる宅地等

特定事業用宅地等、特定同族会社事業用宅地等、特定居住用宅地等及び貸付事業用宅地等のいずれかに該当するもの。

なお、農機具等の収納又は農作業を行うことを目的とした建物の敷地は、他の要件を満たす限り小規模宅地等の特例の対象となる事業用宅地等に該当する。

ただし、建物又は構築物の敷地であっても、温室その他の建物でその敷地が耕作の用に供されているもの及び暗きょその他の構築物でその敷地が耕作・養畜等の用に供されるものについては、たとえ建物等の敷地であっても同特例の対象となる事業用宅地等には該当しない。これらの土地は建物等の敷地とはいえ、農地又は採草放牧地に該当し、それらについては、一定の要件を満たす場合には、農地等の納税猶予の特例を適用することができる。

(5) 中小企業事業再編投資損失準備金⁸

事業承継等事前調査に関する事項を記載した経営力向上計画の認定を受けた特定事業者等が、計画に沿ってM&Aを実施した際に、M&A実施後に発生し得るリスク(簿外債務等)に備えるため、投資額の70%以下の金額を、準備金として積み立て可能(積み立てた金額は損金算入)。益金算入開始までの据置期間は5年。

ただし、農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業組合、漁業協同組合連合会、森林組合、森林組合連合会は経営力向上計画の認定を受けることができないため、本措置の対象外となる。

また、産業競争力強化法で新設する認定に係る計画に従ってM&Aを実施した際に、投資額の最大100%の金額を準備金として積み立て可能(積み立てた金額は損金算入)。益金算入開始までの据置期間は10年。

※詳細については同法成立後、経済産業省HPに掲載。

(6) 中小企業経営強化税制

経営資源の集約化(M&A)によって生産性向上等を目指す、経営力向上計画の認定を受けた特定事

業者等が、計画に基づいてM&Aを実施した場合に、計画に従って行われた一定の設備投資について、即時償却または10%の税額控除（資本金3,000万円超1億円以下の法人は7%）の適用を受けることができる。具体的な要件・対象設備は以下の通り。

【要件】

- (1) 経営力向上計画の認定を受けた特定事業者等であり、青色申告書を提出する中小企業者等であること
- (2) 対象設備が、生産性が旧モデル比年平均1%以上向上する設備(生産性向上設備)、投資利益率が年平均5%以上の投資計画に係る設備(収益力強化設備)、遠隔操作、可視化、自動制御化のいずれかを可能にする設備(デジタル化設備)、又は、修正ROA又は有形固定資産回転率が一定以上上昇する設備(経営資源集約化設備)であること

【対象設備】

- ・機械装置（160万円以上）
- ・ソフトウェア（70万円以上）
- ・器具備品・工具（30万円以上）
- ・建物附属設備（60万円以上）

ただし、農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業組合、漁業協同組合連合会、森林組合、森林組合連合会は経営力向上計画の認定を受けることができないため、本税制の対象外となる。

5 その他の支援策等

(1) 経営承継円滑化法による遺留分に関する民法の特例。

遺留分とは、被相続人の遺産のうち、兄弟姉妹を除く法定相続人に対して保障される、最低限の遺産取得分のことである。遺留分は、兄弟姉妹を除く法定相続人に認められており、被相続人の配偶者、子及びその代襲相続人、子及びその代襲相続人がいなければ直系尊属（父母、祖父母など）となる。遺留分割合は、基本的には法定相続分の半分（相続人が直系尊属のみである場合は1/3）である。遺留分を侵害された遺留分権利者は、被相続人から遺贈・死因贈与・生前贈与等で財産を譲り受けた人に対して、侵害された遺留分に相当する金銭の支払いを請求することができる。正当な遺留分侵害額請求であれば、請求を受けた者は支払いを拒むことはできない。

例えば、生前贈与によって事業用資産の全てを後継者（長女）に集中させたのち、二男から遺留分に相当する金額の支払いを請求され、事業用資産の一部を切り売りせざるを得ない、などといったケースに陥る可能性がある。

このため、経営継承円滑化法により、後継者が遺留分権利者全員との合意及び所要の手続を経ることを前提に、遺留分に関する以下の特例が措置されている。

ア 生前贈与株式等・事業用資産の価額を除外（除外合意）

生前贈与した株式等（法人経営の場合）、事業用資産（個人経営の場合）の価額が、遺留分を算定するための財産の価額から除外され、相続後の遺留分侵害額請求を未然に防止できる。

イ 生前贈与株式等の評価額を予め固定（固定合意）

後継者の貢献による株式等価値の上昇分が、遺留分を算定するための財産の価額に含まれな

いため、後継者の経営意欲を阻害しない（個人経営は利用不可）。

（２） 経営承継円滑化法による所在不明株主からの株式買取等に関する特例¹⁰

会社法上、株式会社は、所在不明株主に対して行う通知等が5年以上継続して到達せず、当該所在不明株主が継続して5年間剰余金の配当を受領しない場合、その保有株式の競売又は売却（自社による買取りを含む。）の手續が可能である。

経営承継円滑化法における会社法特例を利用するためには、上場会社等以外の中小企業者である株式会社が以下の2つの要件を満たし、都道府県知事の認定を受けることと一定の手續保障を前提に、この5年を1年に短縮する特例が令和3年度に措置された。

- ・ 経営困難要件

申請者の代表者が年齢、健康状態その他の事情により、継続的かつ安定的に経営を行うことが困難であるため、会社の事業活動の継続に支障が生じている場合であること

- ・ 円滑承継困難要件

一部株主の所在が不明であることにより、その経営を当該代表者以外の者（株式会社事業後継者）に円滑に承継させることが困難であること

（３） 農業者年金¹¹

農業者年金は、農業者の老後生活の安定を図るとともに、担い手となる若い農業者を確保するため、農業者のうち、自営農業等に従事する個人が任意で加入できる年金制度であり、国民年金の上乗せ年金のひとつである。

ア 加入要件

年間60日以上、農業に従事する20歳以上60歳未満の国民年金第1号被保険者（保険料納付免除者を除く。）、または60歳以上65歳未満の国民年金任意加入被保険者であること。

イ 加入の種類

a 通常加入

政策支援を受けずに加入する方法で、保険料は月額2万円（35歳未満で政策支援加入の対象とならない者は1万円）～6万7千円の範囲で自由に設定（千円体位）でき、年金の受給に当たって加入期間の要件はない。

b 政策支援加入

担い手の確保・育成、農業経営資源の継承に基づく農業の持続的な発展に資するため、次の①から③までの要件を満たした者が加入できる。保険料は月額2万円（うち国庫補助額は4千円～1万円）で固定となっている。

- ① 認定農業者又は認定新規就農者であって、青色申告者（これらの者と家族経営協定を締結する配偶者及び後継者も対象。）
- ② 60歳までに保険料を20年以上納付することが見込まれる者（60歳以上65歳未満の国民年金任意加入被保険者は加入不可）
- ③ 必要経費等控除後の農業所得が900万円以下であること

ウ 受給要件

a 農業者老齢年金

65歳～75歳の間で自身が選択した時から終身で給付される。また、60歳～64歳の間での繰上げ受給も可能。年金額は、被保険者が支払った保険料の積立額及びその運用益に基づき決定され、保険料納付期間が短くても、相当する額の年金が支給される。

b 死亡一時金

80歳未満で死亡した被保険者・受給権者の遺族に、80歳までに受け取る予定であった農業者老齢年金相当額が給付される。

c 特例付加年金（政策支援分）

保険料を20年以上納付し、次の①から③までの経営継承等の要件を満たした場合に、原則として65歳より給付（経営継承後60歳以降であれば、繰上げ受給が可能。）される。年金額は、保険料の国庫補助の積立額及びその運用益に基づき決定される。

- ① 農業を営む者でなくなること
- ② 経営継承の相手方が60歳未満の農業経営者、農業法人、60歳未満の直系卑属の1人であること
- ③ 農業所得の納税申告名義、農業共済の名義等が変更されていること

6 農業の経営継承を支援する機関

(1) 都道府県農業経営・就農支援センター¹²【令和6年度予算】

都道府県が整備する農業経営・就農支援センターにおいて、就農希望者への就農相談や情報提供、就農候補市町村との調整等の就農支援や、農業経営の法人化や経営継承などの課題を有する農業者の伴走機関による掘り起こしや課題解決のための専門家によるアドバイス等の経営支援を無料で実施する。

(2) 日本政策金融公庫農林水産事業¹³

上記2（1）から（4）記載の制度資金取扱いのほかに、顧客の事業承継に係る課題に対して、事業承継の形態や段階に応じた情報提供、外部専門家や関係機関などの紹介・派遣、資金の供給などにより支援。また、農林水産業の経営資源が円滑に次世代に継承されていくよう、農林水産分野におけるM&Aなどに係る情報収集や支援を強化し、外部専門家などと連携しつつ経営資源マッチングに取り組む。

(3) 事業承継・引継ぎ支援センター¹⁴

国（経済産業省）が各都道府県の認定支援機関等に事業承継・引継ぎに関するワンストップ相談窓口。後継者不在の中小企業・小規模事業者と事業等の譲受を希望する事業者とのマッチング支援や、プッシュ型の事業承継診断・事業承継計画の策定支援等を実施する。

(4) よろず支援拠点¹⁵

国（経済産業省）が各都道府県に設置したワンストップ相談窓口。中小企業・小規模事業者等が抱える様々な経営課題に地域の支援機関と連携しながら無料で対応する。

引用・参考文献一覧

- 1 全国銀行協会（経営者保証に関するガイドライン研究会）,経営者保証に関するガイドライン,平成25年12月,事業承継時に焦点を当てた「経営者保証に関するガイドライン」の特則,令和元年12月
<https://www.zenginkyo.or.jp/adr/sme/guideline/>
- 2 日本政策金融公庫,農林漁業や食品産業向けの事業資金
<https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/index.html#af>
- 3 国税庁,事業承継税制特集
<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/jigyo-shokei/index.htm>
中小企業庁,事業承継税制に関連する情報
https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/business_succession_support_measures.html
- 4 農林水産省,贈与税の納税猶予制度の概要
https://www.maff.go.jp/j/keiei/koukai/nouchi_seido/attach/pdf/zeisei-6.pdf
- 5 農林水産省,相続税の納税猶予制度の概要
https://www.maff.go.jp/j/keiei/koukai/nouchi_seido/attach/pdf/zeisei-5.pdf
- 6 農林水産省,譲渡所得の特別控除の特例
https://www.maff.go.jp/j/keiei/koukai/nouchi_seido/zeisei.html
- 7 国税庁,タックスアンサー,№4124相続した事業の用や居住の用の宅地等の価額の特例（小規模宅地等の特例）
<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/sozoku/4124.htm>
- 8 中小企業庁,経営資源集約化税制（中小企業事業再編投資損失準備金）の活用について
https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/shigenshuyaku_zeisei.html
- 9 中小企業庁,中小企業経営承継円滑化法申請マニュアル「民法特例」,令和元年7月
<https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/2019/190716minpoumanual.pdf>
- 10 中小企業庁,中小企業経営承継円滑化法申請マニュアル「会社特例法」,令和元年7月
https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/shoukei_enkatsu/kaisha-hou_manual.pdf
- 11 農林水産省, 農業者年金
https://www.maff.go.jp/j/kobetu_ninaite/n_sien/sien_nenkin.html
- 12 農林水産省, 農業経営に関する相談
<https://www.maff.go.jp/j/keiei/soudanjyo.html>
- 13 日本政策金融公庫,農林水産事業のご案内
<https://www.jfc.go.jp/n/company/af/annnai.html>
- 14 中小企業基盤整備機構,事業承継・引継ぎポータルサイト
https://shoukei.smrj.go.jp/#support_detail
- 15 中小企業基盤整備機構,よろず支援拠点
<https://yorozu.smrj.go.jp/>